

街頭誘導にご協力いただいている皆様へ

日頃から,歩行者の安全な通行のため,主要交差点等及 び通学路での街頭誘導にご協力いただき,誠にありがとう ございます。

皆様の活動における参考となるよう「街頭誘導ハンドブック」としてまとめましたので、歩行者と皆様の安全を守るために、ご活用いただきたいと思います。

また,正しい交通指導を行うためには、街頭誘導を行う付近の道路状況、交通規制の状況などの実態を把握しておくてとが必要です。



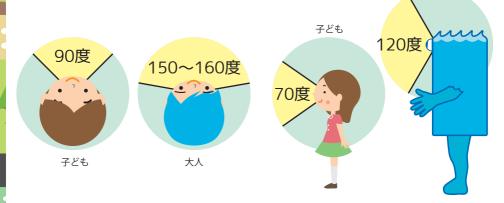
街頭誘導を行う皆様の動作や 合図が、子どもたちの尊い命 を守ることに繋がります。 自覚を持ち行動しましょう。



はじめに

子どもの特性

身体的・心理的に発達中の子どもには、大人とは異なる 数多くの特性があります。



左右の視野

上下の視野

こうした子どもの特性を理解してあげることがとても大 切で、かけがえのない小さな命を守ることにつながります。

交通量が多い道路や、見通しの悪い道路などは特に注視し、街頭誘導をお願いします。

はじめに

高齢者の特性

加齢による体力や判断力の低下など、個人差はあるもの の、高齢者に特有の事情があります。

高齢になると、若い頃と比べて運動能力や身体機能が低下します。脚をはじめ筋肉等の衰えが目立ち、感覚機能、聴覚機能の低下によって、思考能力が鈍ったり、反応時間が遅くなったり、適応性が減退したり、物事に無関心になったりします。(「以前は 5 秒で道路を渡れたのに、今は 10 秒もかかる」など)。

高齢者歩行者の交通事故のうち約半数は自宅から半径 500メートル以内という身近な場所で起こっています。

こうした変化を理解し、無理をせず安全な歩行ができるよう、少し遠回りでも、横断歩道等を利用するよう街頭誘導をお願いします。



はじめに

街頭誘導する前の服装などのチェック

- 動きやすく、車から見やすい、目立つ服装
- 動きやすい、かかとの低い靴を履く
- 雨の時はレインコートを着用(傘はささない)
- 反射材用品や L E Dライトを活用







誘導者の立つ位置

立つ位置は、付近の道路や交通状況がよく見え、看板や 電柱などの陰は避け、合図を出したときに運転者や歩行者 から、よく見える場所に立ちましょう。ただし、道路には 出ないようにしましょう。

- ○歩道と車道の区別があるところでは 原則として歩道,歩道のないところ では道路の端に立ちましょう。
- ○車の進行方向に対して横断歩道の手 前に立ちましょう。
- ○誘導者が一人の場合は、横断者が多い側に立つ。2人以上で行う場合は、 意思疎通を図り、誘導整理を実施しましょう。



誘導旗の使い方

誘導旗は、運転者及び歩行者に対する指導員の合図目標 になるものですから、正しく持つとともに正確に動作しな くてはなりません。

誘導旗を使用しないときも,誘導旗の動作に準じて誘導 してください。

歩行者を待たせるとき

①歩行者を待たせる時は、 横断者が飛び出したりし ないよう、旗を道路に平 行かつ水平に持って歩行 者に合図します。





②歩行者が車道直前の歩道で待っていたら、「危ないから 1 歩下がって待ちましょう」と声をかけてください。

車に止まってもらうとき

①左右の安全を確認する。





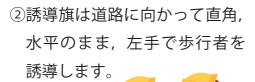
②車はすぐに止まれないことを 考え,誘導旗を突然出さず一 度大きく頭上に上げ道路に向 かって直角,水平に降ろして ドライバーに合図をする。

③左手は、歩行者が飛び出さないように道路に平行に伸ばして合図する。

歩行者を横断させるとき

①自動車等が完全に止まったら、周囲の安全確認をもう一度します。

※止まっている自動車の脇を通り抜けてくる自転車やバイクに注意しましょう。













③歩行者が完全に渡り終わったら、左手で横断歩道をふさぎ、後から来る歩行者を止めます。

誘導旗を一度頭上に上げ「歩行者を待たせるとき」の動作に戻します。

※停車してくれた車の運転者に会釈をし、協力に感謝しましょう。





注意すること

● 1 ● あわてない

歩行者が横断中に自動車が並んでしまったり、横断を 止めているときに歩行者がたまってしまっても、あわて ずに行動しましょう。歩行者の安全が第一です。

● 2 ● 大きく, はっきりと

街頭誘導を行う際は、あいまいな動作はわかりづらく、 たいへん危険です。

自信をもって、わかりやすく、大きく、はっきりと誘導を行いましょう。

● 3 ● 呼吸を合わせて

二人一組で誘導を行う場合は、歩行者が待っている側が主導権を持ち、誘導旗を動かす際は声をかけるなど呼吸を合わせましょう。

● 4 ● 信号に従う

信号機のある横断歩道では信号に従ってください。 信号機が青の点滅信号(黄色信号)の場合は歩行者を

● 5 ● 自動車に指示をしない

誘導旗には自動車等を止める強制力はありません。運 転者に発進等の指示をすることもやめましょう。

● 6 ● 大型車は止めない

大型車を止めてしまうと、後続車が前方確認できずに 衝突したり、横断中の歩行者に気づかず大型車を追い越 して事故につながる可能性があるため、大型車を止める ことは避けましょう。

● 7 ● 自分の身も守る

街頭誘導をする際は車道に出ないことが原則です。や むを得ず車道に出る場合は、自動車等の脇をすり抜けて くるバイク、自転車に十分注意しましょう。

街頭誘導中に、交通事故の発生または被害を知ったときは、速やかに警察に通報しましょう。

街頭誘導をしていただいている方へ。

道路交通法 第38条11項

「車両等は、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、または横断しようとする歩行者があるときは、その横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行者等の通行を妨げないようにしなければならない。(横断歩道等における歩行者等の優先)」と定められています。

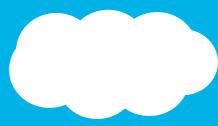
運転者は、本来、誘導旗が上げられていなくても、歩行者が 安全に横断するために止まらなくてはなりません。

交通誘導・指導を行っている皆様が地域での模範となり、子 ども達や地域の方達に正しい交通ルール・マナーを日頃から 指導してあげてください。

見守り関係法令等

道路交通法 第14条 第4項

「児童または幼児が、小学校又は幼稚園に通うため、道路を通行している場合において、誘導・合図その他適当な措置を執ることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場に居合わせた者は、これらの措置をとることができるように、努めなければならない。」



交通事故相談(相談無料)

市役所では、弁護士・行政書士等による 交通事故相談を受け付けております。 開催日等詳細については、お問合せください。 問い合わせ:呉市 市民窓口課 市民相談室 TEL 0823-25-3222



吳市市民部地域協働課

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 TEL 0823-25-3221 FAX 0823-25-3013

監修:広島県警察本部交通部交通企画課